～　空家所有者・管理者の皆様へ　～

空家総合相談窓口のご案内

筑紫野市と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（宅建協会）は、「筑紫野市における空家等の適切な管理及び活用促進に関する協定」を結びました。

この協定に基づき、従来から設置している市の相談窓口に加え、空家を所有・管理している人が空家全般に関する専門的な相談を無料でできる総合相談窓口を宅建協会内に開設しました。

この総合相談窓口を通じて、売りたい・貸したい空家を「福岡県空き家バンク」に登録・公開することもできます。

所有する空家でお困りの方は、ぜひ下記相談窓口にご連絡・ご相談下さい。

≪空家総合相談窓口≫　※相談無料

（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部内

電話番号：０９２－９２３－８９４８

受付時間：午前１０時～１２時、午後１時～４時

〔月～金曜日（水曜日・祝日除く）〕

相談に関する留意点

（１）相談できる人

筑紫野市内にある空家を所有又は管理している人

（２）相談方法

電話による相談（必要に応じて、来所による相談もできます。）

（３）相談の流れ

相談者が空家総合相談窓口へ電話 ⇒ 空家総合相談窓口で相談内容を伺います ⇒ 宅建協会に所属する不動産業者から相談者へ相談内容に関する回答をご連絡します（原則、その日の内にご連絡します）

（４）**費用等について**

相談については無料（通話料は相談者負担）ですが、**相談から発生する実務を伴う個別の依頼（利活用するにあたり、仲介に伴う契約業務、登記名義の変更など）については、別途費用が発生**します。

※本チラシに関する問合せ先：筑紫野市建設部建築課空家対策・建築計画担当（℡：092-923-1111）